

社会保障論評23-012号 (作成日: 2023年8月21日)

「超え難い「年収の壁」」 朝日新聞2023年8月21日付朝刊7面

- 「配偶者に扶養された人が20時間以上働き、賃金が月額8万8千円（年収106万円）を超えると、扶養から外れて社会保険料を負担することになり、手取りが減る」という「年収の壁」について、浜田陽太郎記者と沢路毅彦記者とが、記者解説として論じた記事である。
- 「保険料を払うのは果たして損なのか」と問う浜田氏は、「社会保険に入るメリットは大きい。傷病手当金などが受け取れるようになり老後の年金も増える。負担と給付の関係を見えやすくして、誰もが納得して保険料を払える環境づくりこそ重要」との主張である。
- 沢田氏は、「抜本的な対策は、働き方によって損得が生まれにくい中立的な制度を目指すことだ。この点について労使の主張はおおむね一致している」とし、連合素案の「第3号被保険者制度の廃止を検討」に触れつつ、労使の話し合いで取り組むことを主張している。
- 実は、この問題は、同紙21面の「遺族年金、見直しどうなる」にも関連している。遺族基礎年金での男女格差は解消されたが、遺族厚生年金には、男女の差異が残っている。「厚生労働省の審議会では『男女格差』の是正を求める声が多くあがっています。」と言う。
- どちらの問題も、男性が主として働き、女性が家庭を支えるという時代の状況をベースとして作られている制度から出てきている。だが、時代は変化し、2022年には、約7割が共働き世帯である (<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>) 。
- この共働きの女性の中に、働き過ぎは損だとして、就業調整して扶養の枠内に収めようとする動きがあるわけである。経済合理性からは当然の動きであろう。これに対して、企業に助成金を出そうという岸田政権の動きは、その場しのぎだと将来に禍根を残すだろう。
- まず、どうすれば、時代の変化に適合する本来の制度になるのかを考えるべきである。そして、その制度の一部は、すでに年金制度に組み込まれている。すなわち、離婚時の（厚生）年金分割である。これを、離婚時のみならず、婚姻中に拡張すれば良いだろう。
- すなわち、婚姻中の夫婦については、所得を合算し、各自の所得を半分として、保険料と給付を算定すればよいのである。そうすれば、夫婦双方に独自の厚生年金が付与されることとなり、第3号問題も、遺族年金の問題も、基本的に解消する。この方法が本来だろう。
- 経過措置は、当然必要であろうし、社会保険の適用拡大が途上であることにも考慮する必要がある。だが、この本来の姿を視野に入れて当面の政策を考えるべきではないか。例えば、企業への補助金は、適用拡大の要件未滿で社会保険適用する企業に限ってはどうか。
- 所得分割は、累進課税の下では当面の所得税が減少につながるだろう。だが、主要国の税制比較でみると、米国とドイツでは2分2乗法の選択を認め、フランスはN分N乗方式で少子化対応にもなっている (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.pdf) 。
- この問題の本質には「世帯」の概念が関わっている。「家」の概念が薄れ、「個人」としての存在が重視されてきている中、「世帯」とは、「家族」とは、「夫婦」とは、一体何なのか。その問い掛けは、少子化問題にもつながっているとと言えるであろう。（以上）